

○山梨県警察職員の給料支給に関する訓令

昭和29年10月1日

本部訓令第16号

改正 前略

平成6年12月本部訓令第21号

(目的)

第1条 この訓令は、山梨県警察職員給与条例（昭和29年6月山梨県条例第43号）第9条第2項の規定に基き、山梨県警察職員（以下「職員」という。）の給料の支給日等について必要な事項を定めることを目的とする。

(支給日)

第2条 給料支給日（以下「支給日」という。）は、各月の16日とし給料月額の全額をその月の支給日に支給する。ただし、その日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）若しくは月の第3土曜日にあたるとき又は特別の事由によりその日に支給することができないときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、休日又は月の第2土曜日若しくは第3土曜日でない日を支給日とする。

(支給日の特例)

第3条 支給日後において新たに職員となつた者及び支給日前において離職し又は死亡した職員には、その際給料を支給する。

2 職員がその所属する任命権者を異にして異動した場合の給料は、その月の現日数から週休日（山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年山梨県条例第5号。以下「条例」という。）第3条第1項に規定する週休日をいう。）の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算（以下「日割計算」という。）により発令の前日までの分をその者が従前所属していた任命権者において支給し、発令当日以降の分をその者が新たに所属することになつた任命権者において支給する。

3 前項の場合において、その者が従前所属していた任命権者はその異動が給料の支給日前であるときは、その際給料を支給しその者が新たに所属することになつた任命権者は、その異動がその月の給料の支給日後であるときはその際給料を支給する。

第4条 職員がその月の中途において次の各号の一に該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 条例第16条第1項に規定する無給休暇（以下「無給休暇」という。）の承認を受け、又は無給休暇の終了により職務に復帰した場合
- (3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年山梨県条例第2号。以下「派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合
- (4) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

2 その月の初日から引き続いて休職にされ、無給休暇の承認を受け、派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、又は停職にされている職員が給料の支給日後に職務に復職し、又は復帰した場合には、その月の給料をその際支給する。

第5条 その月の給料の支給日後において、職員が離職し、休職にされ、無給休暇の承認を受け、派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、停職にされ、又は減給にされたことにより当該職員の給料が過払となつた場合は、その際返納させなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、昭和29年10月1日から施行する。
- 2 山梨県警察職員給料支給規則（昭和29年7月山梨県警察本部訓令第7号）は、廃止する。

附 則（平成6年12月26日本部訓令第21号）

この訓令は、平成7年1月1日から施行する。